### 梯川水系梯川砂利等の採取に関する規制計画

#### 1. 対象区間

種	別	河川名	起	点	終	点	延長(km)
幹	ЛП	梯川	左岸:石川県小村 右岸:石川県小村	公市中海町地先 (No. 11. 2K) 公市正連寺町地先 (No. 11. 2K)	海に至るまで	(No. 0. 0K)	11. 2
		計					11. 2

別添一般図表示のとおり。

#### 2. 規制の方針

梯川においては、計画上の流量に対し河積が不足しているため、全川的な大幅引堤と低水護岸整備を進めてきており、特に流下能力が低くダメージポテンシャルの高い小松市街地部 (1.0k~7.6k) を重点改修区間に位置づけ、順次下流部から改修を進めてきている。

現在、事業の進捗に伴い前川合流点〜鍋谷川合流点(1.0k~7.6k)区間は平成31年度迄には改修が概成し河道掘削が可能となる。しかし、これより上流区間では未だ改修途上にある。

一方、梯川では、もともと砂利として適した骨材の含有量が少ないことや改修前の河道は低水路幅が小さく掘削量も限られていたことから、砂利採取業者からの採取要望はない。第1次から第13次砂利採取規制計画は全川禁止区域としていた。

令和3年度以降5箇年の規制計画は鍋谷川合流点(7.6k)下流区間は流下能力確保のための河道掘削を行うことから規制区間とし、これより上流は前回の規制計画と同様、禁止区域とする方針である。

#### 3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

# (1) 掘削基準河床

別添縦断図表示のとおり。

種	別	河川名	区	間	掘削基準河床高	備	考
幹	Ш	梯川	No. 11. 2K ∼	No. 0. 0K	計画の低水路平均河床高		

#### (2) 掘削基準断面

別添横断図表示のとおり。

### 4. 禁止区域等

### (1) 禁止区域

種別	河川名	起	点	終	点	延長(km)
幹川	梯 川	左岸:石川県小村 右岸:石川県小村	公市中海町地先 (No11.2K) 公市正連寺町地先 (No11.2K)	左岸:石川県小村 右岸:石川県小村	(No7.6K)	3. 6

別添管内図、平面図表示のとおり。

#### (2) 保安区域

別添管内図、平面図表示のとおり。

# 5. 掘削可能量及び採取可能量

種 別	河川名	起 点 (粁杭)	終 点 (粁杭)	延 長 (km)	掘削可能量 (千m3)	採取可能量 (千m3)	摘要
幹川	梯川	No. 7. 6	No. 0. 0	7. 6	318	0	
計				7. 6	318	0	

(注)禁止区域及び保安区域は対象としない。

# 6. 年次別計画

	12,	日日			4	年 次 別	計画	(千m3)			
	区間		令和3年度		令和4年度			令和5年度			
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可想 取量許はの量 可中可認予	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 許はの ま の ま の の の の の の の の も の も の も の も の も の も の も の も の も の も し の も し の も し の も し の も る ら る る る る る る る る る る る る る	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の 取量 許はの ま で も の の の の の の の の の の も の の も の も の も の も の も の も の も の も し の も し の も し の も し の も る る ら る ら る る る る る る る る る る る る る	流下予想量
梯川	7. 6	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計			0	0	0	0	0	0	0	0	0

	12,	日日			4	年 次 別	計画	(千m3)			
	区間		令和6年度		令和7年度			合 計			
河川名	起点	終点	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可想 取量許はの量 可中可認予	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可想 取量許はの量 相関	流下予想量	許可又 は認可 の予定 量	採能の又可想 取量許はの量 可中可認予	流下予想量
梯川	7. 6	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計			0	0	0	0	0	0	0	0	0

# (注)禁止区域及び保安区域は対象としない。

<sup>※</sup>上記年次計画にかかわらず、出水による異常堆積が発生し、河川管理上の支障が生じたなどの場合は、河川管理及び河川環境等への影響を生じない範囲で採取可能とする。